

第18回 学校給食改革本部会議 議事録

令和6年1月30日

- 議題1 実施方針・要求水準書(案)に対する事業者意見等について (報告)
- 議題2 特定事業の選定について
- 議題3 落札者決定基準の考え方について
- 議題4 旧相模原総合高等学校における土壤汚染対策法等について (報告)

議題1、2、3、4を資料に従い説明

(説明者：学校給食・規模適正化担当部長)

(1) 主な意見等

(市長) 働き方改革や物価高騰などで工期が厳しいという声があるが、資料1ページでは供用開始が令和8年12月開始のままとしている。原案のとおりで問題ないのか。

(学校給食課長) 工期については、他市の類似事例から想定し作成している。労働基準法改正の影響を現段階で想定することは難しいことから、原案のとおり令和8年中の供給開始で進め、国の動向等を見極めつつ、必要に応じて対応するものと考えている。

(総務局長) 令和6年12月議会に契約議案を提出するという事は、一旦はその時点で工期を示せるということで良いか。

(学校給食課長) はい。

(石井副市長) 配膳室改修の意見への対応において説明のあった、平等な視点というのはどういうことか。

(学校給食課長) 給食の配送車両から配膳室に給食を運び入れるためのプラットフォーム部分の改修等が必要な状況である。事業者ごとに持っている車両等が異なるため、改修内容については提案によるとしていたが、改修の内容で工事費の積算に影響が出る可能性がある。本来の競争とは異なる部分で不確定な要素が出てくる恐れがあり、配膳室の改修が必要な箇所を指定してほしいという意見が事業者から出た。事業者が同一の条件になることで、事業者同士が平等な条件におかれるという意味である。

(市長) 付帯事業の性能評価点を下げしてほしいという意見があったとのことだが、付帯事業とはどのようなものか。

(学校給食課長) 付帯事業とは、事業者の提案で実施するものである。実際に行われているものとして、給食センターの調理室が稼働していない時間を活用した事業を実施し、ランニングコストを下げることを見込んだものな

どがあるが、事例は少ない。事業者からは、本業である給食センターの運営の部分を評価してほしいという意見があったものである。

(市長) 事業者ごとの特徴が出る部分であり、付帯事業があると面白いと思う。

(危機管理局长) 2ページの特定事業の選定において、VFMの値は0より大きい値であれば良いという説明があったが、南部の5.92%、北部の5.30%をどのように解釈すればよろしいか。

(学校給食課長) 従来手法と今回のPFI手法の事業費で比較すると、17億円程度PFI手法のほうが有利ということを示している。

(石井副市长) 落札者決定基準の考え方について、「地域経済への貢献」をどのように評価するのか具体的に教えてほしい。

(学校給食課長) 現在検討中であるが、他市においては、市民の雇用や地域企業への委託割合を評価している事例もある。

(石井副市长) 評価内容は、抽象的ではなく具体的に示すようにしてほしい。

(学校給食課長) ご意見を踏まえ、相模原市学校給食センター整備・運営事業等選定委員会において、検討する。

(財政局長) 総合評価であるため、価格差を性能評価で逆転した場合に納得できるよう、評価項目や項目間の点数差も分かるようにしてほしい。価格評価を重視している点において、財政局としては適当だと考える。落札者決定基準において、性能評価の部分で差がつくようにしてほしい。

(奈良副市长) 価格評価と性能評価の比率は、安全安心な給食を提供するため、個人的には性能に重点をおくのが良いのではないかと考えている。

(教育局長) 選定委員会における事務局案としては性能評価と価格評価の比率を4:6とするが、3:7も含めて選定委員会で審議いただく。評価点の割合については、選定委員会の結果も踏まえ、改めて本部会議にて報告を行う。

(財政局長) 資料6ページの旧相模原総合高等学校の調査の実施主体は誰か。

(学校給食課長) 校舎の解体は県が行為者になっているため、土壤汚染対策法に基づく手続は県が実施することを想定している。

(総務局长) 学校給食センターを設置するための条例議案の提出時期や諸室の整理を含め、本部会議の場に関わらず、随時庁内調整を進めてほしい。

(学校給食課長) 承知した。

(2) 結果

議題2については原案のとおり承認。議題3の落札者決定基準の考え方のうち、価格評価点の考え方については、継続審議とする。

以上

第18回 学校給食改革本部会議

日 時：令和6年1月30日（火）
午前9時00分～10時00分
会 場：第1特別会議室

議題

- (1) 実施方針・要求水準書(案)に対する事業者意見等について（報告）
- (2) 特定事業の選定について
- (3) 落札者決定基準の考え方について
- (4) 旧相模原総合高等学校における土壌汚染対策法等について（報告）

【出席者名簿】

1 構成員

| No. | 役職 | 職名 | 氏名 | 出欠 |
|-----|--------|----------------|--------|----|
| 1 | 本部長 | 市長 | 本村 賢太郎 | 出 |
| 2 | | 教育長 | 渡邊 志寿代 | 出 |
| 3 | 副本部長 | 副市長 | 大川 亜沙奈 | 出 |
| 4 | | | 石井 賢之 | 出 |
| 5 | | | 奈良 浩之 | 出 |
| 6 | 本部員 | 市長公室長 | 片岡 聡一 | 欠 |
| 7 | | 総務局長 | 河崎 利之 | 出 |
| 8 | | 財政局長 | 岩本 晃 | 出 |
| 9 | | 危機管理局長（兼）危機管理監 | 鈴木 由美子 | 出 |
| 10 | | 環境経済局長 | 藤井 一洋 | 出 |
| 11 | | 緑区長 | 石原 朗 | 出 |
| 12 | | 南区長 | 加藤 宏美 | 出 |
| 13 | | 教育局長 | 高橋 良明 | 出 |
| 14 | | 総合政策・少子化対策担当部長 | 高林 正樹 | 出 |
| 15 | | 財政担当部長 | 秋山 亮 | 出 |
| 16 | | 学校給食・規模適正化担当部長 | 有本 秀美 | 出 |
| 17 | 学校教育部長 | 農上 勝也 | 出 | |

2 招致関係者

| No. | 職名 | 氏名 | 出欠 |
|-----|------------------|--------|----|
| 1 | 脱炭素社会・資源循環推進担当部長 | 佐々木 純司 | 出 |
| 2 | 中央区長 | 萱野 克彦 | 欠 |

第18回学校給食改革本部会議

令和6年1月30日(火)

1 実施方針・要求水準書(案)に対する事業者意見等について(報告)

南北学校給食センター整備・運営事業に係る**実施方針・要求水準書(案)**を公表

参画意欲のある事業者からの**質問・意見**を受付

提出者数：35者【北3：南13：両方19】

期間：令和5年11月7日(火)～29日(水)【23日間】

| 区分 | 実施方針 | 要求水準書(案) | 合計 |
|----|------|----------|-----|
| 南部 | 90 | 336 | 426 |
| 北部 | 68 | 256 | 324 |
| 合計 | 158 | 592 | 750 |

検討が必要な意見等

南 北

対応の方向性

スケジュールに関するもの

- ・入札等の手続期間の見直し
- ・法改正に伴う工期の見直し

入札手続

7件 3件

工期

6件 3件

手続期間：スケジュール案の範囲で、各種手続の時期や期間等の微修正を検討

工期：労働基準法改正の影響等について、令和6年度以降の状況に応じて契約後に別途協議(令和8年12月開始のまま)

契約保証金に関するもの

- ・保証金率(10%)の見直し(PFI事業への特例適用)

6件 6件

他市の状況を参考に、過度な負担とならないよう検討

付帯事業に関するもの

- ・評価点を低くしてほしい

6件 7件

意見を踏まえ、選定委員会にて検討

配膳室改修に関するもの

- ・市からの改修範囲の明示

20件 15件

市にて改修範囲を明示

残さの再利用、炊き出し(防災)等の内容確認

- -

より分かりやすい表現に修正
限定的な表現の一部を「原則」扱いに変更

安全安心で温かい給食を 令和8年中に提供することを前提としつつ、

- ・民間事業者の能力・ノウハウを最大限に活用するため、要求水準書(案)等を一部修正

2 特定事業の選定について

P F I法に基づき、特定事業として選定し、P F I事業としての実施を決定
同法により、選定に当たっては、客観的に評価し、その結果を公表

1 定量的評価

従来手法とP F I手法を実施した場合の財政負担額を比較 V F Mの算定

財政負担額算定の前提条件（比較）

| 区分 | 従来手法 | | P F I手法 | |
|-------------|------------------|-------------------|------------------|---------------------------|
| 財政負担 内 訳 | 施設整備費 維持管理運営費 | 開業準備費 市債償還金/利息 | + S P C経費等 | 公租公課 |
| 算定基礎 | モデルプラン | 他市類似実績 | 従来手法算定×民間実施による縮減 | |
| 資金調達 | 国庫補助金 | 市債 一般財源 | 【市】 + 【事業者】 | 資本金 借入金 市からの一括払分サービス対価 |

比較結果（V F M）

従来手法で実施した場合の事業費(331.5億円)と
PFI手法で実施した場合の事業費(314.2億円)を元
にVFM算定式を用いてVFMを算出

南部

約 5.92 %

北部

約 5.30 %

2 定性的評価

一括発注による事業の効率化 / サービスの質の向上・維持(民間ノウハウ等)
/ リスク分担の明確化による事業の安定運営 / 財政負担の平準化

3 総合的評価

定量評価：財政負担の削減効果
定性評価：効率化などの効果

P F I法に基づく、特定事業として
実施することが適当

1/31

2月上旬

学校給食センター整備・運営事業等
選定委員会

特定事業の選定（P F I事業としての実施の判断）

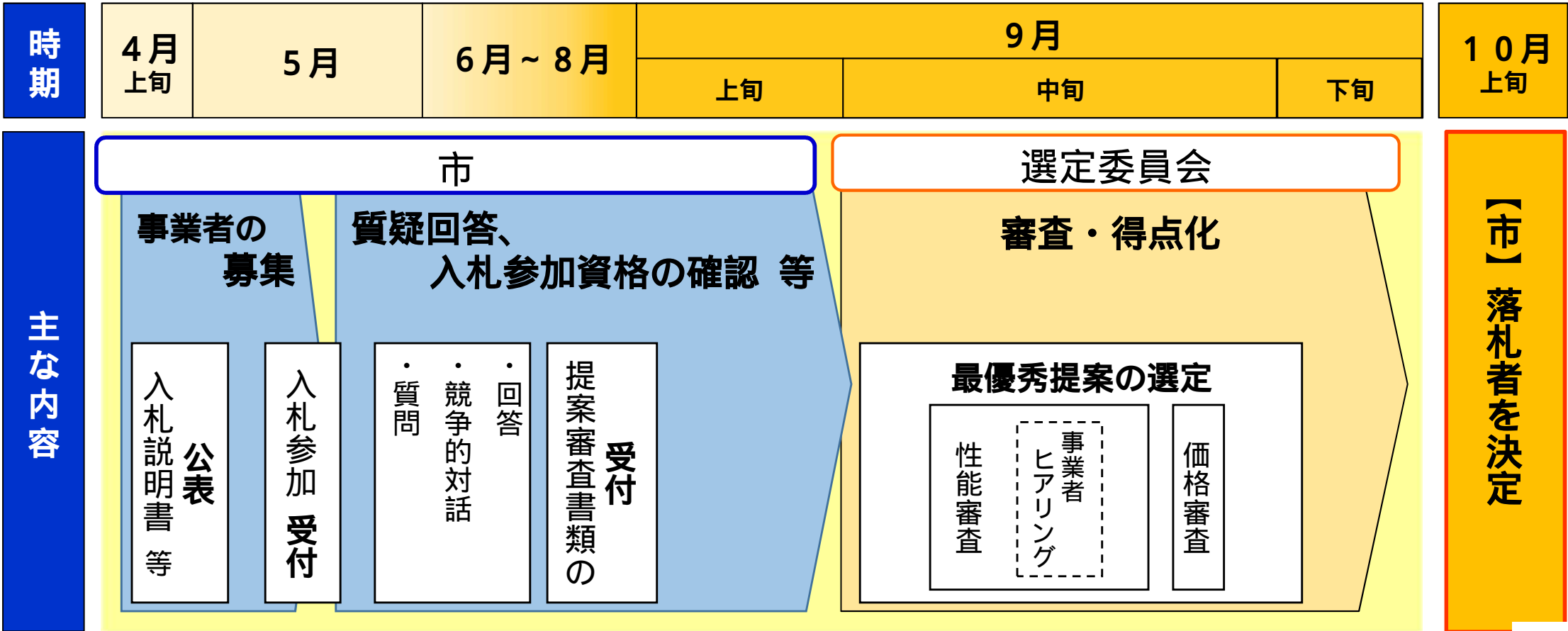
選定結果の公表

3 落札者決定基準の考え方について

- 1 落札者選定の流れ

法：PFI法

- 令和5年度末 選定委員会の審議を経て**落札者決定基準**を決定
- 令和6年4月以降 入札手続(法8条)を開始 (入札説明書・**落札者決定基準**等を公表)
総合評価一般競争入札とし、選定委員会において提案審査を実施
- 令和6年10月頃 選定委員会による最優秀提案者の選定を受け、市は落札者を決定
- 令和6年12月 事業契約締結の議決(法12条)、**事業契約を締結**し、事業を実施(法14条)



本スケジュールは、11月公表時点のものであり、各手続の時期・期間について、現在見直しを検討中

- 2 性能評価点の考え方について(案)

安全安心な給食提供、防災、環境配慮等の**基本理念**を前提に、「評価項目」「評価の視点」を設定
 他市の事例を参考に、**事業計画、運営、施設整備に重点的に配点**（付加的要件は最大2割）

性能評価点の骨子(案)

| | 配点割合 | 評価項目 |
|---|------------------------------|--|
| 事業全体 に関すること 評価の視点 ・ 確実性 ・ 安定性 ・ 市政への貢献度 等 | 事業計画 ： <u>2 ~ 3</u> 割 | 実施体制 リスク管理 事業収支 付帯事業 等 |
| | 付加的要件 ： <u>~ 2</u> 割 | 環境 防災 地域経済への貢献 |
| 要求水準書(案)の 業務内容 に関すること 評価の視点 ・ 具体性 ・ 安定性 ・ 確実性 等 | 運 営 ： <u>3 ~ 4</u> 割 | 衛生管理 [安全安心] 給食調理 [さがみはらの給食、手作り調理] 食育推進支援等 [食育推進、学校運営への配慮] 等 |
| | 施設整備 ： <u>2 ~ 3</u> 割 | 建物計画 [安全安心] [持続可能] 外部計画 等 |
| | 維持管理 ： <u>~ 1</u> 割 | 保守点検 長期修繕計画 |
| | 開業準備 | |

配点割合(全体で10割)や項目の詳細は、選定委員会における審議により設定

- 3 価格評価点の考え方について(案)

他市の事例においては、**価格**評価点：**性能**評価点の配点バランスは 3：7 が中央値

- ・ **価格**を重視 価格 4：性能 6 【価格 1：性能 1.5】
- ・ **性能**を重視 価格 2.5：性能 7.5 【価格 1：性能 3】

【他市の状況 価格：性能の配点バランス】

| 市名 | 価格 | 性能 | 備考 | |
|-------------|------------|------------|--------------|---|
| 千葉市 | <u>4</u> | <u>6</u> | 価格を重視 | $\text{価格評価点の満点} \times \frac{\text{最低入札価格}}{\text{自らの入札価格}}$ 最低入札価格を入れたものが価格評価点満点となる |
| 川崎市、神戸市、静岡市 | 3 | 7 | | |
| 堺市、仙台市、福岡市 | <u>2.5</u> | <u>7.5</u> | | |
| 岡山市 | 2 | 8 | 本市では採用不可 | $\text{価格評価点の満点} \times (1 - 1 / (1 - 0.9) \times \text{入札価格} / \text{予定価格} - 0.9)$ 入札価格が予定価格の90%未満は価格点200点満点 |

本市では、原則 1：1～1：3 の範囲で設定

価格評価点：性能評価点の配点バランスについて(案)

民間事業者の能力やノウハウを最大限活用し、より**良いサービスを提供しつつ**、本市の財政状況を鑑み**事業費を抑制**するため、**価格を重視**

価格評価点：性能評価点 = 4：6

4 旧相模原総合高等学校における土壌汚染対策法等について（報告）

令和5年12月 県からの報告

・土壌汚染対策法に規定する「特定有害物質」の使用実績を確認

- ・保管場所：校舎棟の化学学習室 等
- ・該当薬品：ベンゼン など

令和5年1月からの確認においては無かった情報

土壌汚染対策法

一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更届出

行為者が30日前までに届け出
センター整備：市 / 校舎等解体：県
土壌汚染のおそれの把握が必要な場合、市は調査命令を発出

行為者として、センター用地部分に係る地歴調査を先行実施

- ・事業者の参加意欲低下を回避
- ・仮契約書に土壌汚染に係る規定を追加
- ・校舎側敷地の取得前に、県による土壌調査等を実施（対策含む）

